

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、更にその先の取引先も意識して、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. サプライチェーン全体の状況把握と情報共有を図り、小売・飲食・商業施設・製造に係る事業を営む「協奏価値創造企業」として、持続可能な社会の実現かつ革新的な製品・サービスの提供に取り組みます。
- b. 後継者問題などの課題を抱える事業者と連携して、M&A等による事業承継支援を積極的に行います。
- c. 取引様も活用していただける共通EDIを構築し、IT実装支援を行います。
- d. 環境に配慮した包材の導入や店舗の内装材の活用、産地から直送した規格外野菜等の販売、取引先と連携したフードロス削減などにより、環境課題の解決に取り組みます。
- e. 地域、生産者、自治体、取引先の皆様と連携し、地域の産品を積極的に発掘するとともに、地域の産品を使用した商品の開発・販売などを通じて、地域創生と多様な価値の創造に取り組みます。
- f. 大規模地震などの災害発生に備え、取引様と連絡先等を共有し、不測の事態に対処できるネットワークを構築いたします。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他

- a. 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめとしたサプライチェーン全体へ、パートナーシップ構築宣言に係る取組み内容の普及を図ります。
- b. 大企業間取引を含め、約束手形の利用を廃止しています。

2026年6月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 JR 東日本クロスステーション

代表取締役社長 西野 史尚

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。